

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	1	府 省 庁 名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	東日本大震災の被災者等が被災農用地に代わる農用地を取得した場合の課税の特例措置の廃止		
見直し内容（概要）	・ 現行制度の概要 東日本大震災により耕作若しくは養畜の用に供することが困難となった農用地（以下「被災農用地」という。）の所有者等のうち、当該被災農用地に代わる農用地を取得する者は、不動産取得税の特例措置を受けることができる。 ・ 見直しの内容 令和8年3月31日の適用期限の到来をもって、本特例措置を廃止する。		
関係条文	〔 地方税法附則第51条第3項 〕		
増収見込額	[平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
廃止又は縮減の理由	被災農用地について、営農再開に向けて着実にその復旧を進めるとともに、代替農用地を取得して経営再建を図ろうとする被災者に対しては、税制面からの支援措置を講じることにより、農業の振興及び食料供給基地としての再生に寄与することを政策目的としてきたところ、被災農用地の復旧が進み、近年の実績や今後の取得見込みもなく、その役目を終えたと考えられるため、適用期限をもって廃止する。		